



富士宮ゴルフクラブ対外競技代表選手選出規定

平成 27 年 2 月 8 日改定

当クラブの対外競技（関東倶楽部対抗競技及び単独競技）への代表選手は下記条項のもとに選出する。

第 1 条

対外競技代表選手は広く会員の中から選出し、競技委員長が競技委員会に諮り、競技委員会が承認決定する。

第 2 条

関東倶楽部対抗競技出場選手の選出規定

1. 選手選出は、前年度 1 月より 1 2 月迄の月例杯・クラブ選手権(予選・決勝の 2 回参加する者は 3 競技と換算)の競技会に 6 回以上有効スコアを提出した者を対象とする。
2. スコアは 1 8 ホールのグロス成績を対象とし、有効スコア 6 回以上の内、成績上位 6 回のアベレージを算出し成績上位者より選出する。
ただし、対象競技の開催回数に変更のある場合は、有効スコアの提出回数及び、アベレージ算出対象回数を変更する場合がある。
3. 関東倶楽部対抗選手権規則は、A クラス（5 5 才以上）当年誕生日を含む出場選手 3 名、B クラス（年齢無制限）出場選手 3 名、補欠選手 1 名で構成する。
4. A クラスは 3 名を成績上位者より選出する。
B クラスは、上記 3 名を除いた、成績上位者 3 名を選出する。
補欠は出場基準を満たす、A クラスの次位を 1 名選出する。
5. 競技委員長は選出規定により選出した出場選手候補者と補欠選手候補者を競技委員会に諮り、競技委員会は当クラブとして相応しい代表選手を選出しく検討し、これを承認決定する。
6. 承認決定された代表選手が辞退した時には、競技委員長が 2. の成績上位者より選出し、競技委員会に報告する。
7. 大会規定変更等により選手の人数に変更があった場合は、その大会規定に則した選手人数を競技委員会に於いて決定する。

第 3 条

第 2 条以外の対外競技代表選手の選考は競技委員長がその競技会に相応しい候補者を選出して競技委員会に諮り、競技委員会が承認決定する。

第 4 条

本規定によるも尚疑義の残る事項については、競技委員会に於いて決定する。